

消費生活センターから



29年度の相談の傾向をお知らせします

平成29年度に荒川区消費生活センターに寄せられた相談件数は1,342件と、前年度とほぼ横ばいでした。

60歳以上の高齢者に関する相談は前年より3.6%増加し486件です。うち70歳以上の相談件数が10件増加し、年代別でも最多の360件となりました。

次いで、40歳代が224件(27件増)、50歳代が199件(12件増)と続きます。

29年度相談の多かった内容

順位	商品役務別相談内容	件数
1	大手通販業者等をかたった架空請求メール等	183
2	カードローン・サラ金による多重債務等	102
3	賃貸アパート退去時のトラブル等	102
4	保険の代理申請や被害回復をうたう契約等	69
5	法務省をかたったハガキによる架空請求等	61
6	インターネット通信サービス等	57
7	格安スマホ等の移动通信サービス等	50
8	工事・建築・リフォーム工事	44
9	健康食品の定期購入・送り付け等	30
10	消費者契約以外・相続等	29

◎ 増加傾向にある相談

■ 1位:「身に覚えのない料金を請求する電子メール・SMS」等

大手通販サイトなど実在の事業者をかたって消費者を誤認させるもや、連絡しないと法的措置をとる等と伝え消費者を不安にさせるもの、弁護士を名乗る者が登場する劇場型等、様々な方法で消費者にお金を支払わせようとしています。応じないようにしましょう。

■ 5位: 架空請求ハガキ「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」

法務省の名称を不正に利用して、架空請求の訴訟案件を記載したはがきにより金銭を要求する被害が急増しています。連絡をとらないよう注意しましょう。

◎ 目立った相談

▽ 原野商法の二次被害

処分に困っている別荘地等を「高く買い取る」「買いたい人がいる」と勧誘されて契約したが、土地交換等で結局はお金を支払ってしまったとの相談が増加しました。被害額が高額なのが特徴です。

今まで売れなかった土地が高値で売れることはありません。安易に契約しないことです。

▽ 屋根修理のための火災保険申請代行サービス等

震災やひょうなどの自然災害が原因の修繕工事は、火災保険利用可能と安心させ契約させるトラブルです。本当に必要な工事か、よく考えてから契約しましょう。